寄託契約書

○○（以下「甲」という）と✕✕（以下「乙」という）とは、以下のとおり寄託契約（以下「本契約」という）の締結に合意する。

第1条　寄託物件

甲が本契約に基づき寄託し、乙が保管する物品（以下「寄託物件」という）は、下記のとおりである。

　記

物品名：

数量：

第2条　保管費用

保管費用は月額◯円とする。なお、保管費用は、毎月末日に翌月分を乙指定の口座に振込の方法により支払うものとする。

第3条　保管場所

1. 乙は、寄託物件を、●県●市●番●号所在の◯◯において保管するものとする。
2. 乙は、甲の事前承認を得て、乙の責任と費用負担により、寄託物件を第三者に再寄託することができる。

第4条 　善管注意義務

1. 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、寄託物件を保管しなければならない。
2. 甲は、保管物件を適宜点検することができるものとする。
3. 乙は、寄託物件が毀損されたとき、あるいはそのおそれがあるときは、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

第5条　譲渡等の禁止

乙は、寄託物件を第三者に譲渡し、または担保権等の物権を設定してはならない。

第６条　保管期間

本契約に基づく保管期間は、令和◯年◯月◯日から令和◯年◯月◯日までとする。但し、保管期間の満了○か月前までに甲乙いずれかからの申し出がない場合には、さらに期間を○年間延長し、その後も同様とする。

第７条　返還

1. 甲から寄託物件の返還請求を受けたときは、乙はその日から○営業日以内に甲の指定する場所において、寄託物件を返還する。
2. 乙が前項による返還を遅延したときは、乙は甲に対し、寄託物件○点につき１日あたり金○円の遅延損害金を支払う。

第８条　 契約解除

甲または乙は、相手方に以下の記載に該当する事由が生じた場合は、何らの催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

1. 本契約に違反したとき。
2. 手形・小切手の不渡り処分を受けたとき。
3. 支払停止、破産等債務整理に関する法的手続の申立てがあったとき。
4. 公租公課の滞納処分を受けたとき。
5. その他本契約を継続し難い相当の事由が生じたとき。

第9条　 反社会勢力の排除

甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、自ら及び自らの役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員ではないことを確約する。

第10条　合意管轄

本契約に関する一切の紛争は、甲の住所地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

本契約の成立の証として本書を、書面による場合は２通、電磁的記録による場合は当該電磁的記録を原本として作成し、各当事者記名押印又はこれに代わる電磁的処理を施した上で、書面の場合は各１通を、電磁的記録による場合は双方当該電磁的記録を保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　氏名（会社の場合会社名及び代表者名）　　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　氏名（会社の場合会社名及び代表者名）　　　　　　　　　印